

県南広域振興局長告示第70号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和8年6月23日

県南広域振興局長 菅 原 健 司

- 1（1）道路の種類 県道
- （2）路線名 花巻北上線
- （3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
北上市立花2地割13番2地先から26番9地先まで	新	m 17.3～11.4	m 303.0
	旧	14.4～9.5	303.0

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 県南広域振興局土木部北上土木センター
 - イ 期間 令和8年6月23日から同年7月23日まで

- 2（1）道路の種類 県道
- （2）路線名 花巻和賀線
- （3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
北上市和賀町後藤2地割119番地先から藤根1地割16番4地先まで	新	m 16.5～12.3	m 180.0
	旧	12.3～12.2	180.0

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 県南広域振興局土木部北上土木センター
 - イ 期間 令和8年6月23日から同年7月23日まで